



第 32 号

平成18年7月1日

発行

牧之原畑地総合整備土地改良区

〒427-0047

島田市中溝町1726-4

〈0547〉36-0984

FAX 〈0547〉36-0830



牧之原農業用水の

多面的機能

目 次

多面的機能について	1
理事長挨拶、総代会報告	2
平成16年度決算、平成18年度予算	3
牧之原地区の基盤整備について	4
資源保全事業について	5
組合設立状況等	6
施設の管理等について	7
農地転用、個人情報等について	8

▲金谷吐水槽

地域の防火や
防災などを担う

牧之原農業用水は、お茶を中心とする作物の生産性と品質の向上のために有効活用されていますが、古くから水利に乏しい牧之原台地にとつての用水は、単に農業のみならず、地域住民の水としての大きな期待が寄せられています。

牧之原台地は、標高五十～二百五十の地形で、林野火災等では一部地上消火での対応が不可能な地域もあり、空中消火に頼らざるを得ない地域もあります。

本用水地域には、吐水槽を含め十一ヶ所の調整水槽と現在までに二百十二ヶ所のファームポンドが台地上に整備され、いずれも貯水量は一ヶ所数百～一万ほどの容量をもっており、防火や地域防災用水の利用など、いわゆる農業用水の多面的機能への使命と役割を担っています。

現在、各地域の住民の皆さんと地域の実情に見合った具体的な用水活用法と施設管理のあり方等を含めて将来に向けての安心・安全な地域づくりについての話し合いを進めております。

ごあいさつ



牧之原畑地総合整備
土地改良区

理事長
和田 秀雄

組合員の皆様、及び関係の皆様には、日頃、牧之原畑総事業の推進につきましましては、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げる次第です。

新総代、新役員のもと さらなる事業の推進を

昨年八月に、四年に一度改選されます総代選挙が行われ、百三名の総代の皆さんが決定しました。

また続いて、十月には役員改選も行われ、三十名の理事、監事が選任されました。

今後、この新しい総代、役員の方々と、本事業のさらなる推進、並びに改良区の業務運営を進めていくこととなります。

ここに改めまして、よろしく願い申し上げる次第でございます。

日本の年間降水量は 百年で百ミリの程も減少

この冬、日本海側では記録的な大雪。一方、太平洋側では雨の降らない少雨現象は記憶に新しいところで

この日本の年間降水量の推移をみ

ますと、この百年で百程度の減少しており、また、雨の多い年と少ない年の開きが甚だしくなっているデータがあります。

現にこの牧之原地

域でも、一昨年は十回もの台風が上陸し、十月の降水量は、アメダス観測史上最高記録の八百六十でした。

一方、昨年十二月の降水量は、僅か一という、これもアメダス観測史最低の少雨記録とのことであります。

牧之原農業用水は かけがえのない財産

土と陽と水の上に成り立つ農業。このような近年の、不規則な予測のつかない気象状況にあつて、限りある水資源である牧之原農業用水は、この牧之原地域にとり、かけがえのない大きな財産と云えるでしょう。

未整備地域解消のため 尚一層の予算確保を

今なお、水利の整備されていない地域もあります。

この未整備地域解消のためにはあらゆる手段を講じて、尚一層の予算確保に努めていかねばなりません。

関係皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。次第であります。

平成十七年度 通常総代会報告

全議案とも原案どおり可決

平成十七年度通常総代会が、三月二十九日、金谷夢づくり会館において開催されました。

会議は、午前十時に伊藤幸雄副理事長の開会の辞に始まり、和田秀雄理事長の挨拶の後、理事長表彰をはさみ、当日ご臨席を頂いたご来賓の方々から祝辞が述べられました。

議事は、議長に御前崎市の戸塚敦彦総代が選出され、承認議案の「十七年度一般会計収支補正予算（第二次）専決処分承認」ほか三件、議決議案の「定款及び規程の一部変更」ほか、十件が上程され全議案いずれも原案どおり可決されました。

また報告事項として、事務局から、県営

牧之原島田地区の計画変更について

と、東遠工業用水道について、など

が報告されました。



最後に、紅林啓美副理事長の閉会の辞により、総代会は滞りなく終了しました。

理事長表彰

一人・一組合に

総代会において、長年用水組合の健全な運営に尽力をされた個人、また組合員が一丸となつて健全な運営を続けている組合に対して、その功績を称える理事長表彰が行われました。

この表彰は、土地改良区表彰規程に基づき、表彰審議会において対象となる個人、及び組合を理事長が総



代会において表彰するものです。今回、表彰された個人、組合の方々は左掲のとおりです。
(敬称略)

組合賞	個人賞
梶形畑地用水組合 (金谷地区)	滝野 龍雄 (御前崎 原世戸畑地用水組合長)

一般會計

決算

管理費特別會計

平成十六年度

予算

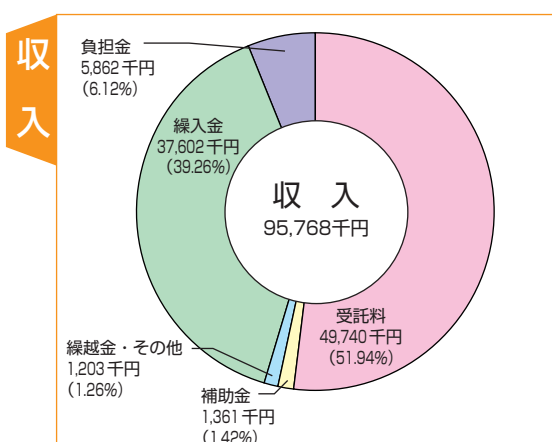
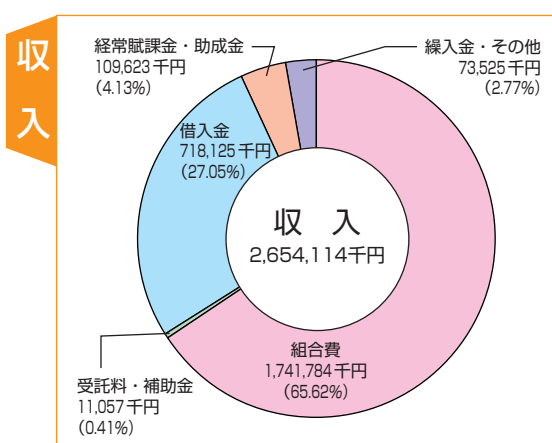
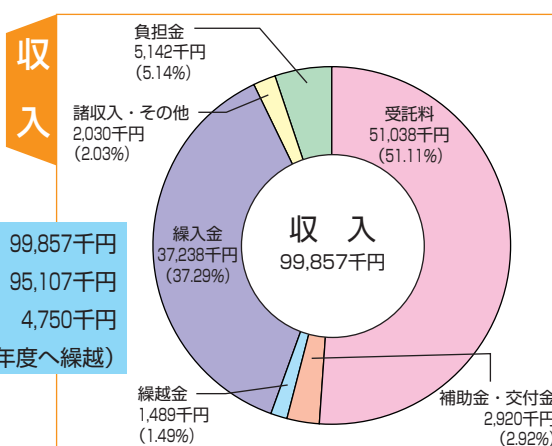
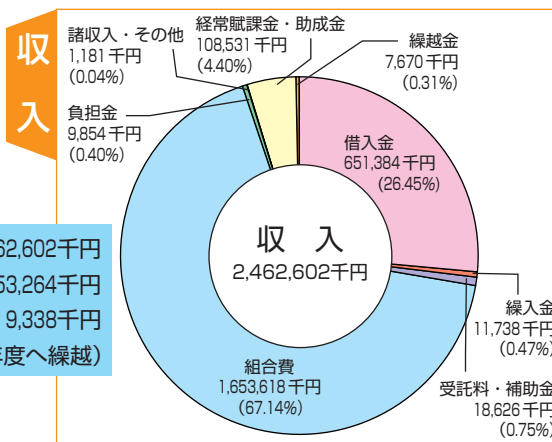
一般會計

平成十八年度

予算

管理費特別會計

平成十八年度



牧之原地区の基盤整備について

（静岡県の農業施策と
牧之原畑総計画の位置づけ）

牧之原畑総計画の位置づけ

十八年度の基盤整備予算

厳しい基盤整備予算の中で

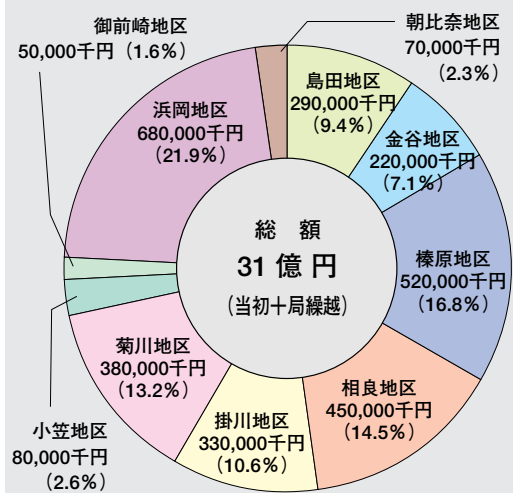
他地区に比べ優位な状況に

本年度基盤整備に係る予算を県下全体で見ますと、特に防災面に力を入れていくとの当局の方針もあり、非常に厳しい状況となっております。

当牧之原地区の予算は、前年度並みの三十一億円の執行でありまして、長期化している事業の早期完了、効果の発揮を目的としていることから、他地区に比べれば優位な状況になっております。

このことは、県の総合計画後期五年の中での当管内の地域作りの目標像として「活力ある地域農林水産業の振興に向けてビジネス経営体の育成や生産基盤の整備、ブランド力の強化、地産地消の展開を進め」とあるように、当管内を本県の新たな玄関口にふさわしい多重心型の圏域への発展を目指している取組みの表れでもあります。

平成18年度県営事業地区別執行予算額



牧之原畑総事業の整備状況

十八年度に三地区完了予定

残る六地区の残事業把握を

現在、九地区で推進しております牧之原地区は、平成十八年度に御前崎・小笠・浜岡の三地区が完了予定となっております。

残る六地区では、組合員の皆様改良区、市の御意見を最重視し、残事業量、及び残事業費の把握を鋭意進めているところです。

食と農の基本条例の制定

地域の生産性向上にむけた

基盤整備計画に全力あがて

平成十七年には「静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例」が制定され、県の農業農村振興が義務付けられております。

又、平成十八年に策定され本県の農林水産業・農山漁村地域が目指す方向を示した「農業の持続的な発展と、将来にわたる安心・安全な食料の合理的な価格での安定的な供給」を目的とした静岡県農林水産業ビジョンとを照らし合わせ、地域の皆様が望んでいる生産性向上に沿う基盤整備の実施に全



力をあげて取り組んでまいる所存であります。

より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

農業は不滅の産業

今こそ元気な高齢者の出番

培った知識と経験を生かし

健康で心豊かな生活の基礎としては、安全・安心の農産物が安価にて安定的に供給されることが非常に大切なことであると考えられておりますし、農業は生命のもとをなす、不滅の産業です。

近年、農村の抱くイメージといえば過疎化、高齢化、担い手の不足耕作放棄地に空家等、暗いものばかり、国全体が少子高齢化で大騒ぎしている今こそ元気な高齢者の出番です。培った知識と経験を生かし、生きがいづくりの場として定年後の働き手を再雇用することも双方の課題解決に一役買えるんではないでしょうか。

そんな時代の要請に応えるため基盤整備の推進を図り、畑かん整備水準向上を目指して職員一丸となって頑張っております。



静岡県牧之原
農業用水建設事務所

技監兼事業課長

高橋正司

資源保全事業

「新事業制度の紹介」

「農地・水・環境保全向上対策」という新しい事業について紹介します。

農地・水・環境保全向上活動支援事業という長い名称ですが、通称名は「資源保全事業」と呼んでおります。

農地や農業用水などの 集落資源を守るために…

この対策は、農地や農業用水など、集落にある資源を守っていくには地域の農業者だけでは難しくなっていることや、環境問題

た対策です。

元々は、平成十七年三月、新たな食料・農業・農村基本計画の閣議決定がなされ、農地・農業用水等の資源保全施策の方向性が示されたことから、平成十九年度より資源保全施策の導入に向け、平成十七年度より地域の実態把握や保全管理の手法の検討調査を実施してきました。

営農活動への支援と 共同活動への支援

※平成十九年度から本格的に施設が導入されます。
〔平成十八年度は、全国約8割の市町村が導入し、共同活動に対し、てまめ4割の支援を行いました。〕
※共同活動だけでなく支援を受けられます。

新しい制度が始まります

〇 地域ぐるみでの農地や水を守る効果の高い共同活動と、環境保全に向けた営農活動を支援します。



次にこの事業のしくみについてですが(上図参照)、この事業は地域の皆さんが環境に優しい農業に取り組む「営農活動への支援」と地域ぐるみで取り組む「共同活動への支援」がひとつに構成されています。平成十八年四月からの支援は、モデル的なもので「共同活動への支援」ですが、十九年度からは「営農活動

に対して国民の関心が高まっていることから、新しく作られ

支援を受けるには？

〇 まず、営業者以外の者(組織)を含めた活動組織を作りましょう。



〇 現状維持にとどまらず、目的向上を図る活動計画を作りましょう。



〇 市町村と協定を結びます。



への支援」も併せて本格的に対策が始まります。

共同活動の手続きには 大きく三つの決まりが

土地改良区の事業の関連より「共同活動への支援」について紹介します。

事業の手続き(右図参照)には市町村や地域協議会とのやり取りが必要となってきましたが、集落の皆さんに実際に行っていたこととは、大きく次の三つの決まりがあります。

① 活動範囲を決め「活動組織」を作る

② 「活動組織」の規約を決めて

「活動計画」を作る

③ 市町村と「協定」を結び、活動を実施して助成金の交付を受ける

というものです。

集落には農道や農業用水路、ため池など、地域共同で守っているものがたくさんあります。地域によってはただの管理だけでなく、畦畔に花を植えたり、施設の簡単な補修を自分達で行ったりするなど、模範的な取り組みを行っているところもあります。

このように農地や水などを守り、質を高める効果の高い共同活動に対して支援(助成金の交付)

面積	50a 当たり単価
水田	4,400円/50a
畑・林間地	2,800円/50a
草地	400円/50a

畑地用水組合設立状況表

地 区 名	組 合 数				比較増減		適 用
	H17.4月現在		H18.4月現在				
	組 合	関係区	組 合	関係区	組 合	関係区	
島 田	1	18	1	22	—	4	全組合設立完了
金 谷	16	22	20	26	4	4	
榛 原	34	37	37	41	3	4	
相 良	49	51	50	52	1	1	
御 前 崎	5	8	5	8	—	—	全組合設立完了
掛 川	18	21	19	22	1	1	全組合設立完了
菊 川	41	41	41	41	—	—	
小 笠	11	11	11	11	—	—	全組合設立完了
浜 岡	16	21	16	21	—	—	全組合設立完了
合 計	191	230	200	244	9	14	

畑地用水組合の 設立数二百組合に

本年度当初における畑地用水組合の設立数は、表のとおり二百組合（関係二百四十四区）となりました。

用水組合の設立は、「水」利用が可能となるとき、関係組合員の総意により設立されるもので、運営要領等は土地改良区の規定に定められており、基本的にファームポンド以降の施設は組合で管理することとなっています。

棚草原組合が 農村振興局長賞を受賞

長年にわたる水利用とその実績が評価を受ける

このほど、菊川市の棚草原畑地用水組合が、長年にわたり用水施設の有効な利用に取り組み畑かん技術の普及と事業の推進の実績が多大な貢献をしたとの評価を受け、農林水産省から栄えある「農村振興局長賞」を受賞しました。

組合員が丸となって 多目的利用に取り組み

同組合は、昭和五十九年に県営畑総事業により、全体茶園の面積七十六にスプリンクラー等の畑地用水設備がされたのをうけて、関係組合員百七十二戸の組合員で設立されたものです。

設立当時は、まだ水源である牧之原用水が到達しておらず、もっぱら近くの谷溪からの給水で、その場しのぎ的な利用法で十分な施設利用が出来ませんでした。

平成五年に国営事業による本用水が到達してからは、組合員が丸となって本格



今年の7月29日(土)、30(日)の2日間、牧之原農業用水の水源である長島ダム(川根本町)と周辺地区を会場に『森と湖に親しむつどい2006』(全国ダムまつり)が開催されます。

これは、国土交通省と林野庁が昭和62年より国民に森と親しむ機会を提供し、心身をリフレッシュし活力を養うとともに、ダムや森林資源等の水資源の重要性について関心を高め、理解を深めることを目的として『森と湖に親しむ旬間』を制定し、毎年全国のダムの中から会場となるダムを選び、ダム施設を利用して色々なイベントを行っているものです。

今年は、牧之原農業用水の水源である長島ダムが会場に選ばれ、当日は長島ダム及び周辺地区にて静岡ならではのイベントが数多く行われ、当改良区もスタッフの一員として当日のイベントに参加することとなっています。

日頃の疲れを大自然の中で癒してみませんか？
詳しいイベント情報は、『森と湖に親しむつどい2006』ホームページまで。

HPアドレス

<http://square.at-s.com/morimizu/index.html>



的な畑かん用水による防霜、防除、施肥等の多目的用水の利用技術の実践に取り組みました。

環境にやさしい茶業と 安全安心なお茶づくり

その効果は、一番茶収量が県内平均の一・五倍となったことやかん水による夏場の樹勢維持により品質向上をもたらす実績も上げました。

また、県の「環境にやさしい茶業」に基づく肥料の減肥にも取り組み、「安全・安心」なお茶づくりを展開しています。

棚草原畑地用水組合は、現在牧之原地区で二百余の畑地用水組合の先駆者としてその存在は大きなものがあります。

漏水事故があったら！

施設管理事故と対応について

現在、県営畑総事業の各事業地区で、畑かん第二ステージ（給水栓）及び第三ステージ（スプリンクラー）の末端施設が完成し、水利用が図られております。
もし、施設使用及び管理上において漏水事故が発生したり、又第三者（自動車による物損事故等）が起因での漏水事故を発見した時はご一報ください。

【通報する時のポイント】

*いつ（いつ頃から）

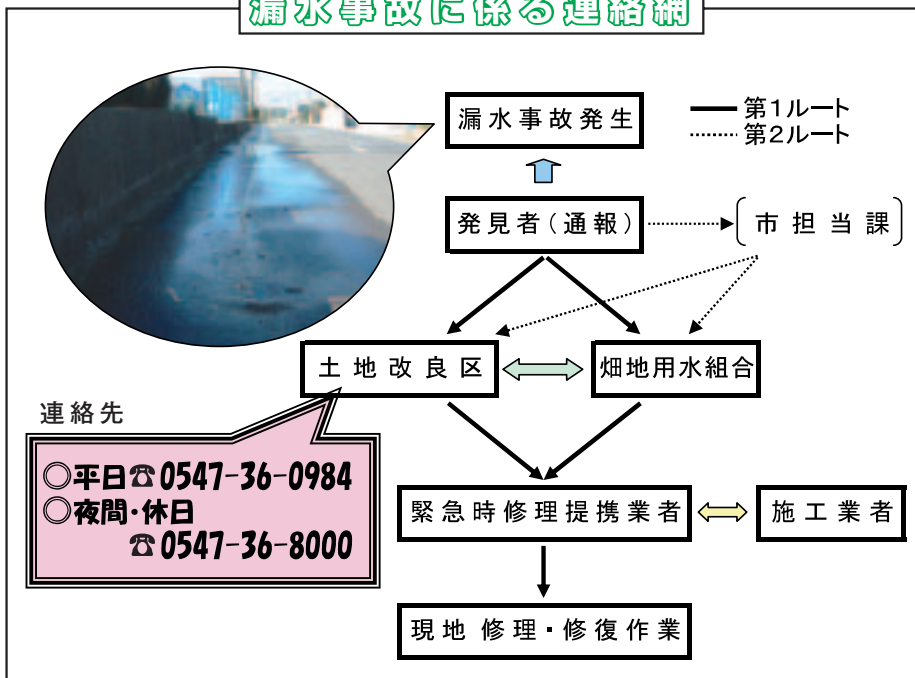
*どこで（どの辺りで）

*何が見たもの

*どうなっているか

（火）通報を受けた土地改良区（場合により市担当課）及び用水組合では、互いに連絡を取り合い、現場へ直行し、制水弁により止水操作を行います。

漏水事故に係る連絡網



（水）現場の状況により、通行に支障があり、直ちに修理をする必要がある場合は、緊急時修理提携業者と連絡を図り、速やかに修理し、周辺に影響のないように対処することとしています。

改築・追加工事及び他目的使用申請について

国営、県営土地改良財産を、他の目的に使用する場合は他目的使用申請等申請手続きが必要となります。

（国の施設の場合は農政局長、県の施設の場合は県知事の承認が必要です。）

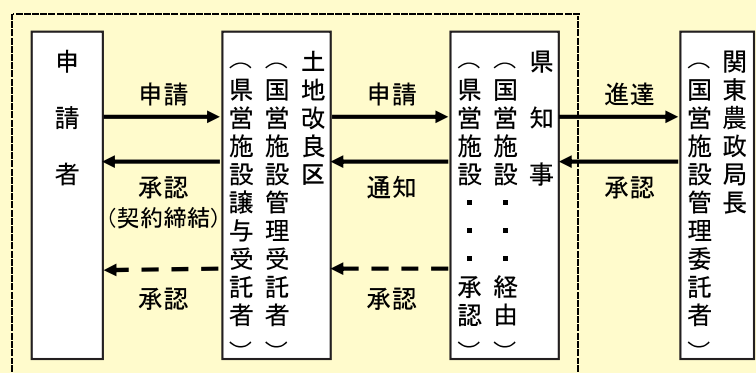
参考例

・国、県、市が施工する建設工事（道路建設等）に伴い、国営、県営幹支線水路を移設又は横断する様な場合。

・受益地内に県営管水路施設（給水栓、スプリンクラー等）を



改築・追加工事、他目的使用等手続きの流れ



※点線部分については、県営施設に関する手続き

含む）を設置されている組合員で茶園改植等により施設を移設したり、改良を加えようとする場合。
・国営、県営財産敷地に電柱、水道管等の工作物を設置しようとする場合、又その契約を更新する場合。
（土地改良財産の本来の用途、目的を妨げるものでない場合に限る。）

農地転用について

決済金単価の

改正について

農地転用決済は、受益農地の農地以外の用途への転用による受益面積減に伴う、残存受益農地（組合員）の負担増の解消のため、即ち公平な負担を保持するために設けられていますので、転用決済について、是非ご理解、ご協力をお願い致します。

今回の単価改正要因は、県営事業借入金及び国営事業地元負担金の決済金対象額の変更によるもので、改正単価は、各地区とも、旧単価に比べ総体的に減額となりました。

この改正単価算出方法は、平成十六年度総代会において議決されました算定基準と単価改正の基本方針に基づき改正しており、前年度の理事会の承認を経て、平成十八年度通常総代会で承認され、平成十八年四月一日より適用となっております。

農地を転用する場合は

改良区に連絡を

牧之原畑総事業の受益農地を農地以外に転用する場合には、農振農用地区域の除外認可を受けた上で、土地改良区への農地転用手続

が必要で

この転用手続きを行わないと、農地法第四条及び第五条の申請をする際に土地改良区が交付する意見書が添付されないため農地法が許可になりません。

受益農地の転用をされる場合は、必ず土地改良区・業務課までご相談ください。

公共事業による転用も

改良区との協議が必要です

公共事業によって受益農地が転用される場合があります。

事例として、国・県・市町道の新設・拡張や公共施設の建設等に受益農地を農地転用する事がありますが、この場合、公共事業では農業委員会への転用申請が免除されるため、土地改良区への協議が提出されない事があります。

組合員の皆様に公共事業による用地買収等の話があった際は、畑総事業の受益農地である旨を伝えていただき、併せて土地改良区へ農地転用の協議をしてください。

組合員資格得喪通知書の

提出について

組合員資格に変更を生じた場合は、土地改良法第四十三条の規定により、組合員資格得喪通知書を速やかに土地改良区に提出することになっております。

この手続きをされませんと、賦課金などが変更前の組合員に賦課されたり、経営移譲年金受給の際に確認書類の証明ができなくなります。

◎経営移譲年金を受給する場合（変更手続きが完了していませんと農業委員会に提出する「諸名義の変更等に関する確認書類」の提出ができません。）
◎農地の売買、贈与、交換等の所有権を移転した場合

<様式-1>

組合員資格得喪通知書 (3条・18条第1項)		平成 年 月 日
取得者	住所 氏名 生年月日	印
喪失者	住所 氏名 生年月日	印

◎農地を農地以外に変更した場合（農地転用）

<様式-2>

組合員資格得喪通知書 (4,5条)		平成 年 月 日
転用組合員	住所 氏名 生年月日	印
転用関係者	住所 氏名 生年月日	印

得喪通知書の提出が

必要な場合とは

- ◎経営移譲年金を受給するとき
- ◎農地の買収、贈与、交換など所有権を移転したとき
- ◎農地を農地以外に変更するとき（農地転用）

通知書は市担当課・土地改良区に用意してあります。

また、土地改良地区のホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

組合員の個人情報について

平成十七年四月一日から「個人情報の保護に関する法律」が施行され、土地改良区においても適切な取扱いが求められています。当土地改良区は、同法並びに農林水産省制定のガイドラインの規定を遵守し、個人情報の利用を地区内の土地改良事業（定款第四条に規定する）を円滑に実施する目的のみとし、その範囲を超えて個人情報を取扱うことはいたしません。

なお、情報の漏洩や滅失を防ぐため、安全管理措置（データ保管、職員の周知徹底・監督）を講じ、第三者への情報提供はしないこととしております。

HPアドレス変更のお知らせ

HPアドレスを変更しました。

HPの内容は、以前から掲載している「土地改良区の業務内容」や「転用・得喪通知書等様式ダウンロード」等のほか、新たに「多面的機能」や「牧之原の風景」等のページも開設しました。

是非、一度ご覧頂き、皆様のご意見・ご感想をお寄せ下さい。

☑ ホームページアドレス(URL)
<http://midorinet-makinohara.com>